**多摩大学湘南キャンパス公認団体〇〇〇規約**

**第１章　総則**

第１条 （名称）

本団体は「〇〇〇〇」と称す。

第２条 （目的）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

**第２章　活動**

第３条 （活動）

本団体の活動内容は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

**第３章 役員**

第４条（顧問）

本団体に多摩大学専任教職員より顧問として置く。顧問は団体を代表し、活動に対し教育的立場から指導・助言を行う。

第５条（役員）

本団体に、次の役員を置き、役員は役員会を組織する。

（１）代表 　１名

（２）副代表　１名

（３）会計　　１名

第６条（任務）

役員の任務は次のとおりとする。

（１）代表：顧問と連携を図り、団体の代表として本団体を司る。

（２）副代表：代表を補佐する。

（３）会計：団体に関わる金銭出納を担当する。

第７条（選出）

役員は、団体の内から会議の場において選出する。

第８条（任期）

役員の任期は、２月１日～翌１月３１日までの１年とする。ただし、再任を妨げない。

**第４章　会員**

第９条 （資格）

多摩大学グロバールスタディーズ学部に籍を置く者とする。

第１０条 （入会）

入会申し込み申請には下記の項目を必要とする。

氏名、ふりがな、学籍番号、メールアドレス、連絡先（携帯など）

第１１条 （退会・除名）

退会の申し出をもって、退会を認める。本会の名誉を著しく毀損する、もしくは運営上問題となる場合は、総会で検討の上、除名をする。但し、除名に際しては弁明の機会を与える。

**第5章　会計**

第１２条（会計年度）

本団体の会計年度は、４月１日～翌２月末までの１１ヶ月とする。

第１３条（収益）

本団体の会計は、団体費、補助金、その他収益をもって支弁する。

第１４条（会費）

会費は、団体役員会の決定に基づき、学生会全体会において諮り、顧問の承認を得なければならない。なお、入会金を〇〇〇〇円、会費は〇〇〇〇円（年額）とする。

第１５条（会計報告）

本団体の会計報告は、学生会全体会の承認を受けなければならない。

附則

本規約は、２０１９年４月１日より施行する。